高田松原運動公園使用料一覧表 地域振興部スポーツ交流推進室

		区分			単位(h)	普通使用料	その他
第一野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		1,000	
			一般			2,000	
		その他の催し物に使用する場合				4,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒	1時間毎	2,000	スコアボード及び放送
			一般			4,000	設備は1試合毎、夜間
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合			10,000	照明設備、ロッカール
			営利を目的とする場合			20,000	ーム及び本部室は1時
	設 備		スコアボード		1試合毎	1,000	間毎の額
			放送設備		試合毋	500	
			夜間照明設備			3,500	
			ロッカールーム			100	
			本部室			100	
第二野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		500	
			一般			1,000	スコアボード
		その他の催し物に使用する場合			1時間毎	2,000	1時間毎500円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		1,000	
			一般			2,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合			5,000	
			営利を目的とする場合			10,000	
	設 備		スコアボード			500	
屋内練習場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		500	
			一般			1,000	
		その他の催し物に使用する場合				2,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		1,000	
			一般			2,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合			5,000	İ
			営利を目的とする場合			10,000	
第一サッカー場 及び 第二サッカー場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒	4 n± 88 Æ	1,000	
			一般		1時間毎	2,000	•移動式電光得点板
		その他の催し物に使用する場合				4,000	1日毎1,000円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校	生徒		2,000	・夜間照明設備は
			一般			4,000	第一サッカー場のみ
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合			10,000	
			営利を目的とする場合			20,000	※第一、第二サッカー場
	設 備	設 備		4基		2,000	共に半面貸出可能
			夜間照明設備(第一サッカー場のみ)	2基		1,000	
			移動式電光得点板	'	1日	1,000	
ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合			1時間毎 に1部屋	100	※5部屋貸出可能	
		入場料を徴収する場合				200	
# + *	八物作で取収りる場合				につき	200	

備老

- 1 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、 「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 9時前又は21時後の使用料の額は、1時間につきそれぞれ普通使用料の額に100分の120を乗じた額とする。
- 3 第一サッカー場及び第二サッカー場を半面使用する場合の使用料の額は、それぞれ普通使用料の額に100分の50を乗じた額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の設備の使用料の額は、それぞれに定める額の2倍の額とする。
- 5 1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。